

平成27年第1回瑞穂市教育委員会臨時会 次第

平成27年3月6日

開会

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 教育長の報告

日程第3 承認第2号 職員の派遣申請について

日程第4 承認第3号 職員の割愛申請について

日程第5 議案第11号 瑞穂市教職員の人事内申について

日程第6 継続審議 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について

日程第7 その他 教育次長

教育総務課長

学校教育課長

幼児支援課長

生涯学習課長

次回教育委員会会議の開催について

平成27年3月25日（火）午後2時から

閉会

承認第2号

職員の派遣申請について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項に規定する職員の派遣について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月6日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

承認第3号

職員の割愛申請について

職員の割愛申請について、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第3条第1項の規定により専決しましたので、同条第2項の規定により、教育委員会の承認を求める。

平成27年3月6日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

議案第 1 1 号

瑞穂市教職員の人事内申について

瑞穂市教職員人事の内申について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 8 条第 1 項により、県費負担教職員の内申をすることについて、教育委員会の議決を求める。

平成 2 7 年 3 月 6 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

議案第 3 号

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の制定について
瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則案を別紙のとおり提出する。

平成 27 年 3 月 6 日提出

瑞穂市教育委員会教育長 横 山 博 信

提案理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の施行に関し必要な事項を定めるため、市教育委員会規則を制定するもの。

瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 府令第1条第1号の市町村が定める時間は、60時間とする。

(認定の申請)

第3条 府令第2条第1項の申請書は、施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書（様式第1号）とする。

(支給認定の通知等)

第4条 法第20条第4項の支給認定証は、子ども・子育て支援支給認定証（様式第2号）とする。

2 法第20条第5項の規定による通知は、支給認定却下通知書（様式第3号）により行うものとする。

3 法第20条第6項ただし書（法第23条第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、支給認定処分延期通知書（様式第4号）により行うものとする。

(支給認定の有効期間)

第5条 府令第8条第4号口の市町村が定める期間は、90日とする。

2 府令第8条第6号及び第12号の市町村が定める期間は、育児休業が終了する日の属する月の末日までとする。

3 府令第8条第7号及び第13号の市町村が定める期間は、府令第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して教育委員会が適当と認める期間とする。

(利用の申込み)

第6条 支給認定子どもの保育の利用の申込みは、保育利用申込書（様式第5号）により教育委員会に申し込まなければならない。

(利用の内定等)

第7条 教育委員会は、児童福祉法第24条第3項に基づく調整（以下「調整」という。）を行った結果、利用できる保育所、認定こども園（法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）があるときは、施設利用内定通知書（様式第6号）により支給認定保護者に対し通知するものとする。

(利用の調整)

第8条 教育委員会は、第6条に規定する保育の利用の申込みがあった支給認定子どもの数が1の保育所等の利用定員を超える場合にあつては、児童福祉法第24条第3項（第73条で読み替える場合も含む。）の規定の例により教育委員会が別に定める基準に基づき利用の調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

2 教育委員会は、前項の調整を行う場合には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の2第1項に規定する配慮及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第28条（同法第31条の8において準用する場合を含む。）に規定する特別の配慮をしなければならない。

(調整の方法)

第9条 調整は、1の保育所等について、利用の申込みがあった全ての支給認定子どもにつき、利用定員に達するまで行うものとする。

2 1の支給認定子どもについて、その支給認定保護者が利用を希望する保育所が複数ある場合において、前項の規定により当該支給認定子どもが当該複数の保育所等の利用者として決定されることとなったときは、当該支給認定子どもは、当該複数の保育所のうち支給認定保護者が希望する順位が最も高い1の保育所等の利用者とする。

3 前項の場合において、当該支給認定子どもが利用者として決定された保育所以外の保育所等について、その利用者として決定されなかった支給認定子どもがあるときは、これらの支給認定子どものうちから第1項の規定の例により利用者を決定するものとする。

4 前3項に規定するもののほか、調整の方法に関し必要な事項は、教育委員

会が別に定める。

(現況の届出)

第10条 府令第9条第1項の届書は、現況届(様式第7号)とする。

(利用者負担額に関する事項の変更の通知)

第11条 府令第9条第4項(府令第11条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、利用者負担額変更通知書(様式第8号)とする。

(支給認定の変更の認定の申請)

第12条 府令第11条第1項の申請書は、支給認定変更申請書(様式第9号)とする。

(職権による支給認定の変更の認定の通知)

第13条 法第23条第5項において準用する法第20条第4項前段の規定による通知は、支給認定変更通知書(様式第10号)により行うものとする。

(支給認定の取消しの通知)

第14条 府令第14条第1項の規定による通知は、支給認定取消通知書(様式第11号)により行うものとする。

(申請内容の変更の届出)

第15条 府令第15条第1項の届書は、支給認定申請内容変更届(様式第12号)とする。

(支給認定証の再交付の申請等)

第16条 府令第16条第2項の申請書は、支給認定証再交付申請書(様式第13号)とする。

(施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給の基準)

第17条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に掲げる政令で定める額を限度として市町村が定める額は、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況等に応じ、別表に定める基準により算定した額とする。

2 法第28条第2項第1号並びに第30条第2項第1号及び第4号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した額から政令で定める額を限度として市町村が定める額を控除して得た額を基準として市町村が定める額は、こ

これらの規定によりその基準とされる額とする。

(確認の申請)

第18条 府令第26条の申請書は、特定教育・保育施設確認申請書(様式第14号)とする。

2 府令第36条の申請書は、特定地域型保育事業者確認申請書(様式第15号)とする。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 支給認定に関して必要な手続等は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別表(第17条関係)

(1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額
基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)
階層区分	定 義	
1	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯	円 0
2	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯(母子等)	0
	市町村民税非課税世帯又は市町村民税均等割額のみが課税されている世帯	1,200
3	市町村民税所得割課税世帯(母子等) 所得割額77,100円以下	6,500
	市町村民税所得割課税世帯 所得割額77,100円以下	7,500
4	市町村民税所得割課税世帯 所得割額77,101円以上211,200円以下	8,500
5	市町村民税所得割課税世帯 所得割額211,201以上	8,500

備 考

- 1 この表の第2階層における市町村民税均等割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割額をいい、第3階層から第5階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表の第2階層及び第3階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 3 同一世帯において、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校3年生までの兄弟姉妹が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童がその世帯における小学校3年生までの兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

(2) 法第19条第1項第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの利用者負担額基準表

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額（月額）			
		3歳未満児		3歳以上児	
階層区分	定 義	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法の規定による被保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
2	市町村民税非課税世帯（母子等）	0	0	0	0
	市町村民税非課税世帯	3,600	3,600	2,400	2,400
3	市町村民税所得割課税世帯（母子等） 所得割額 48,600円未満	7,800	7,800	6,400	6,400
	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 48,600円未満	9,800	9,800	7,400	7,400
4	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 48,600円以上 97,000円未満	15,000	15,000	13,000	13,000
5	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 97,000円以上 169,000円未満	26,700	26,700	18,000	18,000
6	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 169,000円以上 301,000円未満	39,600	39,600	20,000	20,000

7	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	44,000	44,000	23,000	23,000
8	市町村民税所得割課税世帯 所得割額 397,000 円以上	52,000	52,000	27,000	27,000

備 考

- 1 この表の第3階層から第8階層における地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育を利用した日の属する年度の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 3 この表の第2階層及び第3階層の母子等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」・・・次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
 - (3) 「その他の世帯」・・・保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯
- 4 同一世帯において、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前児童の兄弟姉妹が2人以上いる場合の利用者負担額は、この表を適用する児童がその世帯における小学校就学前児童の兄弟姉妹の年齢の高い順から数えて1人目の場合はこの表に定める金額、2人目の場合はこの表に定める金額の2分の1の金額（10円未満の端数は切り捨てる。）、3人目以降の場合は無料とする。

瑞穂市教育委員会 宛

保護者氏名

㊤

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る小学校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	保護者との続柄	障害者手帳の有無
	(ふりがな)				有・無
保護者住所・連絡先	(住所) (連絡先)				
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入してください。				
認定区分・保育の希望の有無(※)	有	□2号(3～5歳) : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無	□1号(3～5歳) : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます(以下同じ)。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏名	子どもの続柄	生年月日	性別	職業又は学校名等	前年度分(当年度分)市町村民税課税の有無	備考
子どもの世帯員	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
	(ふりがな)					有・無	
生活保護の適用の有無	適用無し・適用有り(年 月 日保護開始)						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで		施設(事業者)名・希望理由	事業所番号*
利用を希望する施設(事業者)名	第1希望	(理由)	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟住所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他()	
	第2希望	(理由)	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟住所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他()	
	第3希望	(理由)	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟住所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他()	
	第4希望	(理由)	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟住所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他()	
	第5希望	(理由)	<input type="checkbox"/> 自宅付近 <input type="checkbox"/> 職場付近 <input type="checkbox"/> 通勤経路 <input type="checkbox"/> 兄弟住所 <input type="checkbox"/> 延長休日 <input type="checkbox"/> その他()	

- 「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。
- 字は楷書ではっきりと書いてください。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（ (具体的な状況（勤務先住所、通勤時間・日数等や疾病の状況など））	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他（ (具体的な状況（勤務先住所、通勤時間日数等や疾病の状況など））	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日		利用時間
	曜日から	曜日まで	時 分から 時 分まで

④税情報等の提供に当たっての署名欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 ㊞

*市町村記載欄

受付年月日 年 月 日

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否		支給(利用)期間
可・否 (否とする理由) <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型		自 年 月 日 至 年 月 日
入所施設(事業者)名		
<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保 (<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)		
備考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村へ提出する場合)

受付年月日 年 月 日

施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名・連絡先	(担当者) (連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定 (年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

様

瑞穂市教育委員会教育長

申請のありました施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定について、子ども・子育て支援法第20条第3項の規定により認定を行い、次のとおり子ども・子育て支援支給認定証を交付するので通知します。

子ども・子育て支援 支給認定証	
支給認定証番号	
支給認定子ども	氏名
	生年月日
支給認定保護者	氏名
	生年月日
	居住地
支給認定区分及び有効期間	
保育必要量	
保育の必要性の認定事由	
交付年月日	
交付機関名及び印	岐阜県瑞穂市教育委員会 印

- 備考 1 この支給認定証は、必要に応じて、利用保育施設に提示していただく場合がありますので、大切に保管してください。
- 2 上記の記載内容に変更が生じた場合は、支給認定証を添えて、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 万が一、破損、汚損又は紛失した場合は、速やかにその旨を届け出、支給認定証の再交付を受けてください。
- 4 記載内容に不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消すことがあります。
- 5 職権による変更認定又は支給認定取消しの通知を受けた場合は、速やかに支給認定証を返還してください。

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定却下通知書

申請のありました支給認定については、次の理由により却下しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
却下の理由	
<p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。</p> <p>この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。</p>	

第 年 月 日 号

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定処分延期通知書

次の理由により申請のありました支給認定に係る処分を延期しましたので通知します。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定申請日	
処理見込期間	
延期の理由	
<p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。</p> <p>この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。</p>	

様式第 5 号（第 6 条関係）

瑞穂市保育所条例施行規則（平成 22 年瑞穂市教育委員会規則第 11 号）

様式第 1 号の例による。

様式第 6 号（第 7 条関係）

瑞穂市保育所条例施行規則様式第 2 号による。

年度 現況届

瑞穂市教育委員会 宛

提出年月日 年 月 日

申請に係る小学校就学前子ども	氏名	生年月日	性別	障害者手帳の有無	認定証番号
	(ふりがな)		男・女	有・無	
保護者住所・連絡先	(住所) (連絡先)				
保育の希望の有無(※)	有： 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む）				
	無： 幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く）				

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます（以下同じ）。
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①及び③に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

区分	氏名	子どもとの続柄	生年月日	性別	職業 又は 学校名等	同居・別居	備考
子どもの世帯員	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
	(ふりがな)			男・女		同居・別居	
生活保護の適用の有無		適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)					
利用希望期間		年 月 日から 年 月 日まで					

②保育の利用を必要とする理由等 ※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()		
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	
	曜日から 曜日まで	時 分から 時 分まで	

③税情報等の提供に当たっての同意欄

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名	Ⓢ
-------	---

- 提出期限 年 月 日
- 提出場所
- 持参するもの (1)支給認定証 (2)現況が証明できる書類 (3)印鑑

- ◎ 太い枠を記入確認し、記入のうえ押印してください。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。

*受付年月日 年 月 日	*判定
-----------------	-----

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

瑞穂市保育所条例施行規則様式第 9 号による。

瑞穂市教育委員会 宛

保護者 住所
氏名 ⑩
生年月日
連絡先

支給認定変更申請書

支給認定について次のとおり変更したいので、支給認定証及び関係書類を添えて、支給認定の変更の認定を申請します。

子どもの氏名及び生年月日		年 月 日生	保護者との続柄
変更事項	変更前	認定区分	
		保育必要量	
		支給認定の有効期間	
		利用者負担額に関する事項	
	変更後	認定区分	
		保育必要量	
		支給認定の有効期間	
		利用者負担額に関する事項	
変更の原因となった事由			
変更年月日			

市町村が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担金について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

保護者氏名 ⑩

第 年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定変更通知書

子ども・子育て支援法第23条第4項の規定により支給認定の変更の認定を行いますので通知します。つきましては、支給認定証を下記のとおり提出してください。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定証を提出する必要がある理由	
支給認定証の提出先	
支給認定証の提出期限	

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から1年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定の日から1年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

第 年 月 日

様

瑞穂市教育委員会教育長



支給認定取消通知書

子ども・子育て支援法第 2 4 条第 1 項の規定により支給認定の取消しを行いますので通知します。つきましては、支給認定証を下記のとおり返還してください。

子どもの氏名及び生年月日	
支給認定証を返還する必要がある理由	
支給認定証の返還先	
支給認定証の返還期限	

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 0 日以内に瑞穂市教育委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、決定の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができません。

この処分の取消しの訴えをする場合は、前記の審査請求に係る決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、瑞穂市を被告として（瑞穂市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から 3 か月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。ただし、決定の日から 1 年を経過すると取消しの訴えを提起することができません。

様式第 1 2 号 (第 1 5 条関係)

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

保護者 住所

氏名

印

生年月日

連絡先

支給認定申請内容変更届

次のとおり変更したので、支給認定証及び関係書類を添えて届出します。

子どもの氏名及び生年月日		年 月 日生	保護者との続柄	
変更事項	変更前	保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
	変更後	子どもの氏名		
		保護者との続柄		
		保護者の氏名		
		住所		
		連絡先		
	変更の理由			
	変更年月日			

瑞穂市教育委員会 宛

保護者 住所

氏名

㊞

生年月日

連絡先

支給認定証再交付申請書

次のとおり支給認定証の再交付を申請します。

子どもの氏名 及び生年月日	年 月 日生	保護者との続柄	
申請の理由	1 破損したため 2 汚損したため 3 紛失したため 4 その他 ()		

注 1 支給認定証を破損又は汚損の場合は、支給認定証を添えて申請してください。

2 支給認定証の再交付を受けた後、紛失した支給認定証を発見したときは、速やかに返還してください。

様式第 1 4 号（第 1 8 条関係）

特定教育・保育施設確認申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

子ども・子育て支援法に規定する特定教育・保育施設に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ						
	法人等名称（氏名）						
	主たる事務所の所在地・連絡先	(郵便番号 -)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号			FAX番号		
		電子メールアドレス					
	法人等の種別				法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名	職名	フリガナ				
			氏名				
	代表者生年月日				代表就任年月日		
代表者の住所・連絡先	(郵便番号 -)						
	(ビルの名称等)						
	電話番号			FAX番号			
事業者番号							
事業開始（予定）年月日							
特定教育・保育施設の区分	区分					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼保連携型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（幼稚園型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（保育所型）						
	<input type="checkbox"/> 認定こども園（地方裁量型）						
	<input type="checkbox"/> 幼稚園（認定こども園を除く。）						
<input type="checkbox"/> 保育所（認定こども園を除く。）							

様式第15号（第18条関係）

特定地域型保育事業者確認申請書

年 月 日

瑞穂市教育委員会 宛

所在地

申請者 名称

代表者氏名

印

子ども・子育て支援法に規定する特定地域型保育事業に係る確認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ						
	法人等名称（氏名）						
	主たる事務所の所在地・連絡先	(郵便番号 -)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号			FAX番号		
		電子メールアドレス					
	法人等の種別				法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名	職名	フリガナ				
			氏名				
	代表者生年月日				代表就任年月日		
	代表者の住所・連絡先	(郵便番号 -)					
		(ビルの名称等)					
		電話番号			FAX番号		
		事業者番号					
事業開始（予定）年月日							
特定地域型保育事業の種類	種類					添付様式	
	<input type="checkbox"/> 小規模保育事業						
	<input type="checkbox"/> 家庭的保育事業						
	<input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業						
<input type="checkbox"/> 事業所内保育事業							

第2回瑞穂市教育委員会定例会(H27.2.25(水))における条文の解釈について

≪本文≫

教育長の勤務時間等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第2条 この条例に定めるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例の規定は適用しない。

≪第2条本文上段の解釈≫

この条例(新教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例)に定めるものを除くほかとは、一般職の職員の例とならない新教育長の勤務条件に係る法令、及び条例のことで、これらの法令、及び条例は、一般職の職員の例によらないということを本文の上段で、はじめに規定している。

【新教育長について定めた法令、及び当市の条例】

① 瑞穂市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

【説明】 新教育長は特別職となるため、一般職の職員とは別に職務専念義務の条例を制定しているため、一般職の例とはならない。

② 瑞穂市常勤の特別職職員の給与に関する条例

【説明】 新教育長は特別職となるため、これまで教育長単独の給与等の条例を廃止し、常勤の特別職(市長、副市長)の給与の条例に新教育長を追加しているため、一般職の例とはならない。

③ 瑞穂市職員等の旅費に関する条例

【説明】 新教育長は特別職となるため、これまで教育長単独の給与等(旅費を含む)の条例を廃止し、常勤特別職の旅費の条例に新教育長を追加しているため、一般職の例とはならない。

④ その他新教育長の服務について定めた法律(地方自治法など)

コメント [k1]: これにかかるものは「教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例」となります。

コメント [k2]: これにかかるものは「教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例」となります。くどい表現となりますが、用法的には、上記となります。通常よく規則等で使用する「法令、及び他の条例に定めるもののほか」と意味は同じとなりますが、条例では、あまりなじまない表現となります。

コメント [瑞穂市役所3]:

勤務条件とは、給与、勤務時間、休憩時間、休日、休暇、旅費のように職員が自己の勤務を提供し、又はその提供を継続するかどうかの決心をするに当たり一般的に当然考慮の対象となる事項をいう。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約の一部を改正する規約
岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約の一部を次のように改正する。
第2条を次のとおり改める。

(協議会を設ける市町の教育委員会)

第2条 本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。

- (1) 羽島市教育委員会
- (2) 各務原市教育委員会
- (3) 山県市教育委員会
- (4) 瑞穂市教育委員会
- (5) 本巣市教育委員会
- (6) 羽島郡二町教育委員会
- (7) 北方町教育委員会

第3条及び第4条中「採択地区内の市町教育委員会」を「関係市町教育委員会」に改める。

第5条本文中「採択地区内で」を削り、同条ただし書き及び第1号中「市町教育委員会」を「関係市町教育委員会」に、「教育委員長又は教育長」を「教育長又は教育委員」に、同条第2号中「市町教育委員会事務局」を「関係市町教育委員会事務局」に改める。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(教科用図書の選定の方法)

第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会
が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。

2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。

3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用

図書を選定する。

- 4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお、従前の例により在職する場合には、第5条の適用については、同条中「教育委員」とあるのは、「教育委員長」とする。

岐阜県教科用図書岐阜地区採択協議会規約（案）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
<p>(協議会を設ける市町の教育委員会)</p> <p>第2条 <u>本協議会は次に掲げる市町の教育委員会（以下「関係市町教育委員会」という。）が、これを設ける。</u></p> <p>(1) <u>羽島市教育委員会</u></p> <p>(2) <u>各務原市教育委員会</u></p> <p>(3) <u>山県市教育委員会</u></p> <p>(4) <u>瑞穂市教育委員会</u></p> <p>(5) <u>本巣市教育委員会</u></p> <p>(6) <u>羽島郡二町教育委員会</u></p> <p>(7) <u>北方町教育委員会</u></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>本協議会は、関係市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。</u></p> <p>第4条 <u>関係市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第5条 <u>本協議会は、次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる関係市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、<u>教育長又は教育委員</u>は必ず含むものとする。</u></p> <p>(1) <u>関係市町教育委員会の教育長又は教育委員</u></p> <p>(2) <u>関係市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員</u></p> <p>(3) <u>採択地区内の小・中学校の校長及び教員</u></p> <p>(4) <u>採択地区内の学識経験者及び保護者</u></p>	<p>(区域)</p> <p>第2条 <u>本協議会に属する市若しくは郡の区域は次のとおりである。</u></p> <p><u>羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡（岐南町、笠松町）、本巣郡（北方町）</u></p> <p>(目的)</p> <p>第3条 <u>本協議会は、採択地区内の市町教育委員会が協議して、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための調査研究、協議を行うことを目的とする。</u></p> <p>第4条 <u>採択地区内の市町教育委員会は、本協議会の結果を尊重するものとする。</u></p> <p>(委員)</p> <p>第5条 <u>本協議会は、採択地区内で次に掲げる者の中から市町教育委員会の推薦を受け選出した25名の委員をもって構成する。ただし次の(1)に掲げる市町教育委員会とは、採択地区内での全市町の教育委員会をさす。また、<u>教育委員長又は教育長</u>は必ず含むものとする。</u></p> <p>(1) <u>市町教育委員会の教育委員長又は教育長</u></p> <p>(2) <u>市町教育委員会事務局に勤務する職員で、学校教育に専門的知識を有する職員</u></p> <p>(3) <u>採択地区内の小・中学校の校長及び教員</u></p> <p>(4) <u>採択地区内の学識経験者及び保護者</u></p>

<p><u>(教科用図書の選定の方法)</u></p> <p><u>第11条 教科用図書の選定は、第12条第4項の報告及び岐阜県教育委員会が作成した調査研究資料を参酌し、協議会の会議において協議し、委員全員の一致によって決する。</u></p> <p><u>2 前項の協議が調わない種目があるときは、委員は、当該種目についてそれぞれ選定すべきと考える教科用図書に投票を行い、過半数の投票を得た教科用図書を選定する。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、過半数の投票を得た教科用図書がないときは、最多数の投票を得た2種類の教科用図書について投票を行い、多数を得た教科用図書を選定する。</u></p> <p><u>4 前項の場合において、投票を行うべき2種類の教科用図書及び選定する教科用図書を定めるに当たり得票数が同じときは、協議の経過を勘案し、会長がこれを決する。</u></p> <p>第12条 略</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 略</p> <p>第15条 略</p>	<p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>第13条 略</p> <p>第14条 略</p>
<p><u>附則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により、なお従前の例により教育長が在職する間の第5条の規定の適用については、同条中「教育委員」とあるのは「教育委員長」とする。</u></p>	

瑞穂市保育所条例(平成15年瑞穂市条例第74号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき瑞穂市立保育所(以下「保育所」という。)を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(入所することができる児童)</p> <p>第3条 保育所に入所することができる者は、法 <u>第24条第1項の規定により市長が保育の利用を必要と認めた児童(以下「保育の利用児童」という。)</u>とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保育の利用児童が規則で定める定員に達しない場合には、その範囲内において保育の利用児童以外の児童(以下「私的契約児」という。)</u>を保育所に入所させることができる。</p> <p>(退所)</p> <p>第3条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その保育に係る者を退所させることができる。</p> <p>(1) <u>保護者がこの条例又はこれに基づく規則に従わないとき。</u></p> <p>(2) <u>保護者が保育所の長のする保育上の指示に従わないとき。</u></p> <p>(延長保育の実施)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 瑞穂市立保育所の設置及び管理に関し必要な事項は、法令その他に特別の定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(保育所の設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(入所児童)</p> <p>第3条 保育所に入所するものは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により市長が<u>保育の実施を決定した</u>児童(以下「保育児童」という。)とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保育児童が</u>定員に達しない場合には、その範囲内において<u>保育児童</u>以外の児童(以下「私的契約児」という。)を保育所に入所させることができる。</p> <p>(入所の制限)</p> <p>第3条の2 市長は、前条の規定により入所をしようとする<u>保育の利用児童又は私的契約児が次の各号のいずれかに該当する場合は、その入所を拒絶することができる。</u></p> <p>(1) 学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)第19条に規定する感染症を有する者</p> <p>(2) 身体虚弱等のため保育に堪えない者</p> <p>(3) その他保育上支障があると認められる者</p> <p>(延長保育)</p>

第4条 保育所は、保育の利用児童に対し、午前8時から午後4時までの普通保育時間を超えて保育することができる。

(保育料等)

第6条 保育所に入所する児童(私的契約児及び法第24条第5項又は第6項の規定による措置に係る児童を除く。)の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とし、このうち保護者から同法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号並びに附則第9条第1項各号に掲げる政令で定める額を限度として規則で定める額を徴収する。

3 私的契約児に係る保育料(以下「利用料」という。)は、子ども・子育て支援法第28条第2項第2号の規定により算定した費用の額とする。

4 略

5 本人又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)は、保育料、利用料又は延長保育料を毎月10日までにその月分を別に定めるところにより納入しなければならない。ただし、4月分の保育料、利用料又は延長保育料については、4月30日までに納入しなければならない。

6 略

(管理の原則)

第4条 保育所は、保育児童に対し、午前8時から午後4時までの普通保育時間を超えて保育することができる。

(保育料等)

第6条 _____

私的契約児に係る保育料(以下「利用料」という。)は、法第51条第5号に規定し、法第45条の基準を維持するために要する費用とする。

2 略

3 本人又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)は、_____、利用料又は延長保育料を毎月10日までにその月分を別に定めるところにより納入しなければならない。ただし、4月分の利用料_____又は延長保育料については、4月30日までに納入しなければならない。

4 略

(管理の原則)

第8条 保育所を管理するに当たっては、住民の利便を考慮し、保育の利
用の 手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について適正な
対応をしなければならない。

第8条 保育所を管理するに当たっては、住民の利用に便利であるように
使用の手続、時間、条件その他管理に関し必要な事項について適正な
考慮を払わなければならない。